

二〇〇七年問題を前にして CFOが考えるべきこと

小尾 淳一

あずさ監査法人 / KPMG
IFRS本部長 公認会計士

会計の二〇〇七年問題とは

企業の証券発行に係る「目論見書指令」、継続開示に関する「透明性指令」により「EU域外の国の会社がEU市場で公募あるいは上場する際には二〇〇七年一月一日以降開始する事業年度からIFRSと国際財務報告基準」またはそれと同等と認められる会計基準」によるべきこととされている。

現在EUで上場している日本企業はおよそ七五社、債券等の発行によるものは一八〇社以上のほか、これらの会社は米国基準(USGAAP)にもとづく財務諸表を作成している。一〇社を除き日本の会計基準(JGAAP)による財務諸表を開示している。

仮にJGAAPが同等と認められる会計基準と認定されない場合には、これら日本企業はIFRSにもとづく財務諸表またはJGAAPとIFRSの差異を調整する計算書の追加開示が求められることになる。そうなれば、企業によってはEUからの資金調達に支障をきたすことになるのである。というのが会計の二〇〇七年問題である。

日本としては、JGAAPが同等であるとの評価(同等性評価)を受けることができるよう、金融庁、企業会計基準委員会(ASBJ)などが中心となってEUと議論を行っている。同等性評価自体は、欧州証券規制当局委員会が本年六月末までに技術的評価を終え、欧州委員会が欧州証券委員会の投票を経て年末までに最終決着の予定である。情勢として伝え聞かれています。

ロンドン証券取引所にして日本企業は重要な顧客であるため同等性評価が日本側に有利になるよう働きかけを行ってきている一方、カナダ様に同等性評価の対象となっていない米国、日本の中で同等と認められるのは米国だけであるという報道もある。一月二四日、ダウ・ジョーンズ・ニフライアス。

同等性評価の結果どうなるか

仮に同等性評価の結果、JGAAPが同等と認められる会計基準と認定されない場合は、IFRSで財務諸表を作り直すか、財務諸表はJGAAPで作るがJGAAPとIFRSの差を調整表の形で作成する、いずれかの対応を迫られる。

これらの対応は二〇〇七年一月一日以降開始する事業年度からであるが、IFRSは最低二年の比較可能な財務情報を要求しているため、実際にはその前年の財務数値もIFRSへ調整する必要がある。三月三十一日決算の会社の場合には二〇〇六年四月一日から開始する事業年度からIFRSへの調整が必要となる。そう考えると、残された時間はそう多くはないであろう。

IFRSへの調整が必要なのは親会社ばかりではない。国内、海外の全てのグループ会社に適用しなければならない。また、調整にあたってはグループ会社の会計処理の統一が求められるから、減価償却方法を定額法に変更したり、棚卸資産の評価方法を低額法に統一したりと事前に考えておかなければいけない項目は相当数にのぼるが通例だ。さらにグループ各社の経理担当者へ

IFRSの内容説明も必要であろうし、企業独特の取引形態をどうIFRSへ落とし込むか、トランスペア対応をどうするかを検討など、大変な作業になるであろうことは想像したくはないと思う。

それでは、同源性評価の結果、JGAAPが同等と認められる会計基準」と認定された場合はどうなるか。短期的には、今まで通りJGAAPによる財務情報を英訳する形で資金調達が可能である。あえて、短期的にはと言ったには意味がある。IFRSと同様に、またはそれ以上に大変な作業が待ち構えているからである。

その意味を説明する前に、下表をご覧ください。IFRSとJGAAPの主な違いである、ご覧いただく点から、個別論点についての差異はさほど大きいものではない。未消化有給休暇引当金の計上などやろうと思えばすぐに対応可能なものもある。ところがこの中に、克服するのが難しい項目が一点だけある。表中最後に掲げた連結グループ間の会計処理の統一がそれである。

JGAAPは現在のところ海外子会社の財務諸表を連結するにあたり、現地の会計基準で作成された財務諸表をそのまま連結することを認めている。仮にあなたの会社が米国、英国、フランスといった国々に子会社を持っているとすれば、JGAAPの連結財務諸表はJGAAP、USGAAP、英国基準、フランス基準の混ぜ合わせになっているのが現状なのである。

このような情勢の中、国際会計基準審議会（IASB）とASBJは、お互いの会計基準の差異縮小化プロジェクトを開始する。今のままのJGAAP

Pが今後とも生き続けることはないという方向性が見えてきたのだ。そうなると同例外的に認められている海外子会社へJGAAP不適用の措置は見直され全てのグループ会社にJGAAPを適用することになる可能性が高い。

在外子会社の会計処理をJGAAPに修正するのは業務上かなりの困難を伴う。まず、海外子会社の経理担当にJGAAPを知っている人間を採用するのは難しいであろうから、全世界から担当者を集めてJGAAPの研修を定期的に行わなければならない。現地の会社法にもっとく財務諸表は現地基準だから一筆の作業が必要になる。そもそも優秀な経理マンを採用するのが難しいのが通例なのに現地経理マンに求められるスキルは高くなる。現地経営者にもJGAAPを理解させる必要がある。適正に会計処理させるための内部管理体制を作り上げる必要があるからだ。

JGAAPで作られた財務諸表を現地監査人に監査させる必要もある。JGAAPを熟知している現地会計士はまずいないだろうから、親会社の監査人は監査の都度JGAAPを英訳するなどして十分理解させる必要がある。等々、JGAAPで統一された連結財務諸表を作成する困難さが理解したくはない。

IFRSとJGAAPの主な違い

項目	IFRS	JGAAP
ファイナンスリースの会計処理	リース資産、リース債務の資産・負債計上	一部資産・負債計上せず、注記情報で代替
棚卸資産評価	低価法	原価法と低価法の選択
減損の判定	現在価値へ割引後のキャッシュフローと簿価を比較	割引前のキャッシュフローと簿価を比較
減損の戻入れ	のれんを除き、戻入れを行う	戻入れは行わない
在外子会社損益計算書(P/L)の換算	期中平均レートによる換算	原則期中平均レートによるが決算日レートも容認
未消化有給休暇引当金	有給休暇に対応する人件費を費用計上	計上しない
投資不動産評価	公正価値と取得原価の選択	取得原価
企業結合会計	パーチェス法のみ	対等合併の場合には持分プーリング法の適用可
のれんの処理	償却しない	20年以内で償却
役員賞与	費用計上	利益処分項目として処理
連結グループ間の会計処理の統一	グループ内の会社全てIFRS	親会社、国内子会社はJGAAP、海外子会社は現地基準でも可

投資家に提供する情報の質を見直す

以上、同源性評価がどういった結果を見ようとも近い将来、内外グループの会計基準の統一化は避けて通れないのである。JGAAPが統一するがIFRSに統一するか各社各様の判断があるしかるべきはあるが、純粹に優れた財務情報を投資家に提供しようとする姿勢がマーケットから評価されないはずはない。混ぜ合わせでない質の高い財務情報を提供できるように早く体制の整備を始めるべきではないだろうか。